

情報公開条例 新旧対照表（案）

改 正 後（新）	改 正 前（旧）
（責務） 第3条 実施機関は、この条例に定められた義務を遂行するほか、その保有する情報を積極的に公開するよう努めなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。 2 行政文書の開示を請求しようとするものは、この条例により保障された権利を正当に行使するとともに、<u>行政文書の開示により得た情報を、この条例の目的に則して適正に使用しなければならない。</u> （開示請求権） 第4条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書の開示を請求することができる。 <u>2 何人も、この条例に基づく行政文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。</u> <u>3 実施機関は、前項に規定する行政文書の開示を請求する権利の濫用に当たる請求があったと認めるときは、当該請求を却下することができる。</u> （開示請求の手続） 第5条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。	（責務） 第3条 実施機関は、この条例に定められた義務を遂行するほか、その保有する情報を積極的に公開するよう努めなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。 2 行政文書の開示を請求しようとするものは、この条例により保障された権利を正当に行使し、<u>情報の公開の円滑な推進に努めなければならない。</u> （開示請求権） 第4条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書の開示を請求することができる。 （開示請求の手続） 第5条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をするものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名 (2) 行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足る事項 (3) その他実施機関が別に定める事項 <u>2 開示請求をするもの（以下「開示請求者」という。）は、実施機関が行政文書の特定を容易に行えるよう必要な協力をしなければならない。</u> <u>3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。</u> （開示の実施） 第7条 実施機関は、前条第1項の行政文書の全部又は一部を開示をする旨決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、行政文書の開示をしなければならない。 2 閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、実施機関は、当該行政文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、その写しにより、これを行うことができる。 3 開示決定を受けた者は、前条第2項の規定による通知があつた日から90日以内に開示を受けなければならない。ただし、当該期間内に当該開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。	(1) 開示請求をするものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名 (2) 行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足る事項 (3) その他実施機関が別に定める事項 <u>2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。</u> （開示の実施） 第7条 実施機関は、前条第1項の行政文書の全部又は一部を開示をする旨の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、行政文書の開示をしなければならない。 2 閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、実施機関は、当該行政文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、その写しにより、これを行うことができる。 3 開示決定を受けた者は、前条第2項の規定による通知があつた日から90日以内に開示を受けなければならない。ただし、当該期間内に当該開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。
---	--

4 前項ただし書に規定する正当な理由がないのに開示請求者が開示を受けないとき、実施機関は、開示請求に係る行政文書を開示したものとみなす。	
---	--

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。